

令和8年 第1回 長井市農業委員会総会議事録

1. 開催通知の期日 令和8年1月23日 金曜日
2. 総会招集の期日 令和8年1月23日 金曜日
3. 開会の日時 令和8年1月26日 月曜日 午後1時30分
4. 開会の場所 長井市役所 2階 庁議室
5. 出席委員(17名)

1番	平 子 良 之 委員	2番	片 倉 功 委員
3番	小 林 美和子 委員	4番	平 博 之 委員
5番	青 木 久美子 委員	6番	工 藤 俊 昭 委員
7番	渋谷 吉 介 委員	8番	青 木 龍 哉 委員
9番	寺 嶋 嘉 春 委員	10番	安 部 剛 委員
11番	椎 名 一 志 委員	12番	高 橋 忠 委員
13番	鈴 木 憲 一 委員	14番	井 渕 博 昭 委員
15番	鈴 木 淳 一 委員	16番	高 橋 剛 委員
17番	寒 河 江 忠 委員		
6. 欠席委員(0名)

事務局職員出席者

高 橋 嘉 樹 事務局長	井 上 克 俊 係 長
深 瀬 柊 介 主 事	

議 事 日 程

令和8年1月26日 月曜日 午後1時30分開会

- | | |
|------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 日程第3 | 報告第2号 非農地証明願について |
| 日程第4 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)について |

本日の総会に付した事件

議事日程に同じ

○ 寒河江 忠 議長

ただいまから 令和7年第13回長井市農業委員会総会を開会いたします。本日の会議に欠席の通告委員はおりません。よって、ただ今の出席委員は、農業委員会等に関する法律第27条第3項で定めてある過半数を満たし、定足数に達しております。それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について 議長より指名させていただきます。議席番号1番 平子 良之 委員、議席番号2番 片倉 功 委員のお2人をお願いいたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について 事務局より説明を求めます。井上係長。

○ 寒河江 忠 議長

◎ 井上係長

— 報告第1号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この8件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質問ないようですので、報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第3 報告第2号 非農地証明願について 事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 報告第2号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この2件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それではご質問ないようですので、報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について8件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第1号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

これより、担当地区委員の現地調査報告を求めます。番号1は 寺嶋 嘉春 委員をお願いいたします。

○ 9 寺嶋 嘉春 委員

はい。ご説明申し上げます。先ほど事務局から報告があった通り、中間管理機構から解約をし、隣接している●●●●さんの方に土地を売るというお話であります。譲受人の●●●●さんは車の整備士をしておりますが、この地区では唯一の農業の担い手というふうに位置付けられており、秋にはライスセンター等で刈り取りの作業を行ったり、農業を一生懸命頑張ってるという方でありますので何ら問題ないというふうに思います。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に番号2は 椎名 一志 委員をお願いいたします。

○ 11 椎名 一志 委員

はい。番号2の案件についてご報告申し上げます。両方、勸進代地区の方ではございますけども、農地が草岡にあるということで、私の方からご報告させていただきます。先ほど事務局からあった通り集積計画満了ということで、引き続き●●●●さんが3条契約するということでございました。借人の●●●●さんは認定農家でもありますし、勸進代地区のみならず西根地区、そ

の中でも若手有望な農業者でございますので、何ら問題ないと思われまゝ。以上報告いたします。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に番号3を 井渕 博昭 委員にお願いいたします。

○ 14 井渕 博昭 委員

はい。3番の件についてご説明申し上げます。

先ほども事務局より説明があった通り集積計画の満了に伴う再設定の件でございますので何ら問題はないと思われまゝ。ただ、経営移譲の件もありまして今回は息子さんの●●●●さんが引き継いだという形になっております。以上ご報告申し上げます。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に、番号4及び5は、高橋 忠 委員にお願いいたします。

○ 12 高橋 忠 委員

はい。最初にナンバー4でございますけれども、引き続き貸人○○○○さんから借人の●●●●●さんが引き継ぐというようなことです。農業の方も●●●●●君は一生懸命やっておりますので、何ら問題がないものと、ご報告申し上げます。また5番の譲渡人の○○○○さんから●●●●●さんへというようなことで、譲渡人は西根の方でございますけれども、何とか土地を買っていただきたいということです。●●●●●さんはちょうど隣の土地を所有しておりますして青豆を作っておりますので、今回○○○○さんから譲り受けた土地も青豆を作るというようなこともございましたので、ご報告申し上げます。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に番号6は、渋谷 吉介 委員にお願いいたします。

○ 7 渋谷 吉介 委員

はい。番号6の使用貸借で父の○○○○さんから、子の●●●●●さんに移るということになっておりますけれども事務局より説明があった通りでありまして、●●●●●さんは令和7年3月まで置賜農業高校の実習教諭でありまして、現在は農業と高島町の酪農家の元に勤めております。地域にあっては、水稻で約12ヘクタールやっており、伊佐沢の水稻防除協議会等でドローンによる防除をお願いしております。まじめで何ら問題はないと思われまゝ。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。最後に番号7及び8について私が報告いたします。

番号7番の貸人の○○○○さんと借人の●●●●●さんの賃貸であります。両者は同じ隣組の方で、農地も互いに隣接をしてるという関係上、今回の3条契約に結びつきました。●●●●●さんにおいては、すでに70歳越していらっしゃいますが、息子さんとともに営農をやってらっしゃるということで、地域においても、今後を託せる後継者でもありますので、問題なしという報告をいたします。次に8番目、貸人の○○○○さんと法人●●●●●の契約であります。歌丸の農地を泉の●●●●●が耕作に来るということで、通作距離と、最近トラック、軽トラックで走ったりで、問題にならないわけではありますが、○○○○さんと●●●●●は出荷業者が同じなんです。そういう関係があつて、○○○○さんは●●●●●に声掛けをしたと。農地もたまたまこの一筆でありますけれども、隣り合わせで耕作をしてるっていう農地であつたので、声掛けをしたっていうふうな○○○○さんのお話でありました。●●●●●については、非常に広範囲に渡って水稻の耕作をしてるということで、その頑張り期待をしながら問題なしというふうに判断したところです。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

それでは事務局の説明及び、担当地区委員からの現地調査報告が終わりました。農地法第3条の規定による許可申請8件について、ご質疑ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それではご質問ないようですので、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請8件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請8件について、これを許可することに決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、2件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

― 議案第1号朗読後、説明 ―

1番 九野本の案件です。地目がどちらも畑。面積の合計が65.91㎡でございます。権利種別は、所有権移転で、譲渡人が九野本在住の〇〇〇〇。譲受人が白鷹町に住所がある●●●●となっております。転用目的は雪捨て場の設置のためです。概要ですが、隣接地に新築予定の建物及び南側建物の雪捨て場として利用するため、申請するものでございます。費用面として土地取得費で総額■■万■■■■円でございます。当該地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地に該当するため原則として許可できませんが、集落に接続するため、許可は可能となります。続いて造成は道路と高さが同じですので行いません。法面は生じません。取排水は該当なし、雨水は地下浸透です。位置関係についてですが、北側、南側、東側、これらすべて宅地となっております。東側の宅地については冒頭ご説明申し上げた通り、新築予定の建物となりますので併用地として扱われることになります。西側は公衆用道路を挟んで雑種地・宅地でございます。周囲への影響についてですが併用地における建物の高さを加減するため、周辺に及ぼす影響が少ないと思われます。続いて2番、上伊佐沢の2筆です。地目はどちらも田、面積の合計が9,544㎡でございます。権利種別は所有権移転。譲渡人が神奈川県在住の〇〇〇〇、譲受人が株式会社●●●●代表取締役■■■■です。転用目的は植林事業の実施のためです。概要ですが、森林として整備することで地域の環境保全や土砂災害防止機能の向上にも寄与できると判断し申請をするものでございます。なおこちらの1件については、令和7年10月総会の農振除外案件及び900㎡を超えますので農地専門部会長報告案件、また3,000㎡を超えますので来月2月の常設審議委員会の諮問案件となっております。続いて費用面ですが、土地取得費等は発生せず、その他として■■万円、総額■■万円となっております。要件ですが、当該地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第二種農地に該当するため原則として許可できませんが、当該申請に係る事業の目的を達成することができる代替地が存在しないため、許可は可能となります。続いて造成は植栽の性質上必要がないため生じません。法面は植栽に際して土地境から5メートルセットバックするため現状維持となります。取排水は該当なし、雨水は地下浸透です。なおこちらの1件について、地域計画の区域内の農地でありましたので、目標地図からの除外及び地域計画本体の面積等を変更済みです。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

暫時休憩いたします。

休 憩（9：23）

再 開（9：28）

○ 寒河江 忠 議長

それでは議事を再開いたします。事務局の説明が終わりました。ここで、寺嶋 嘉春 農地専門部会長より報告を求めます。

○ 9 寺嶋 嘉春 農地専門部会長

今月の農地転用申請のうち900㎡を超える案件が1件あり、片倉 功 農業振興部会長、鈴木 憲一 農業振興副部会長、平 博之 農地専門副部会長、現地委員の 渋谷 吉介 委員及び農林課の農振除外担当職員、農業委員会事務局とで現地調査をして参りましたので報告いたします。上伊佐沢の案件です。

現地確認は令和7年10月23日、農振除外の際の現地調査と併せて行いました。申請人は、所有者が〇〇〇〇氏で、植林事業を実施する事業者は株式会社●●●●です。位置関係についてです。

北側は田及び原野、南側は道を挟んで田、東側は水路を挟んで田及び原野、原野の部分は併用地です。西側は道を挟んで山林となっております。なお周辺の田に関しては、現在耕作が行われていない状況となっております。申請地は中山間地と中山地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第二種農地に該当するため原則として許可できませんが、各申請に係る事業の目的を達成することができる代替地が存在しないため、許可は可能となります。周辺の農地が耕作を行っていないため、周辺に及ぼす影響は少ないと思われます。以上で報告を終わりますが、先ほど会長さんからとか、深瀬主事からいろんな説明あったわけがあります。この農地を確認しに行った時に、先ほど会長が言いましたように、「こんなところまで地域計画に入っている水田及び畑があったのか」というぐらいの土地でありました。渋谷委員からもありましたが、大石に行く途中の街道沿いでありまして、道も農道より山道になっておるようなところを、40分ぐらいかけて行かなければならない非常に条件の悪い土地でありました。見渡す限り雑木林に囲まれた農地であり、日当たりも悪い。そんなところで昔は水田で米を作っておったんだなというふうに感心させるような土地です。これからの農地部会としては、ここまでの道のりを草刈り等で管理していただけるだけでもありがたいのではないかということで、「快く」という言葉はおかしいかもしれませんが、ここを管理していただけるだけでもいいなあ、と思ったところでもあります。これから農地部会として考えていかなければならない点、地域計画、これからあるわけでありまして、よく会長が言われます分母というふうな感じ…分母を狭くしていかなければならないというか、これ絶対農地にはならないなというところを、これから、こういうところから見直さなければならぬんじゃないかなと思ったところです。なお、こういう案件がこれからも出るかと思われしますが、許可できる限り農地が山林に入っていたらいい会社があれば、話を聞きながら賛成していかなければならないというふうに思ってますんで、ご承知おき願いたいというふうに思います。以上です。

◎ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、事務局の説明及び農地専門部会長からの報告が終わりました。農地法第5条第1項の規定による許可申請2件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。ご質疑ご意見ないので採決いたします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請2件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請2件について、これを許可することに意見決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について、所有権移転3件、賃借権移転16件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第3号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明が終わりました。なお、番号14から19については、私に関係がありますので、議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、この6件を除く13件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。ご質疑ご意見ないので採決いたします。議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号14から19を除く13件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号14から19を除く13件について、これを承認することに意見決定いたします。番号14から19について私に関係がありますので、ここで議長を交代いたします。

― 議長交代 ―

○ 高橋 剛 臨時議長

ただいま議長を交代しました。ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、寒河江委員の退席をお願いします。

― 寒河江 忠 委員 退席 ―

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号14から19の6件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

― （「なし」の声あり） ―

○ 高橋 剛 臨時議長

はい。それではご質疑ご意見がないようですので、採決いたします。議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号14から19の6件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

― 挙手全員 ―

○ 高橋 剛 臨時議長

はい。挙手全員であります。よって議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号14から19の6件について、これを承認することに意見決定いたします。ここで 寒河江 忠 委員の復席を求めます。

― 寒河江 忠 委員 復席 ―

○ 高橋 剛 臨時議長

寒河江 忠 委員に申し上げます。ただいま議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号14から19の6件について、これを承認することに意見決定しましたので告知いたします。

ここで議長交代します。

― 議長交代 ―

○ 寒河江 忠 議長

はい、議長交代しました。次に、日程第7 長井市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）についてです。我々農業委員会が、農業者の公的な代表機関として法令遵守を徹底するための決議を行いたいと思います。それでは、長井市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について事務局より説明を求めます。高橋事務局長。

◎ 高橋事務局長

この決議は今回で7回目でございます。農業委員が法令遵守による公正公平な職務の遂行について、農業会議より年1回以上申し合わせするよう通知されております。添付の案をご覧くださいと思います。これから私が読み上げます。「長井市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案） 私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り、適正に農地制度を運用し、農地利用最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護を徹底しなければならない。私たち農業委員は高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ決議する。1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り、適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員としての高い倫理感を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和8年1月26日 長井市農業委員会。以上でございます。改めて法令遵守の徹底を確認していただき、決議いただきますようお願いいたします。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。長井市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、ご質疑、ご意見ございますか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

ご質疑ご意見ないようですので、この内容で決議いたします。長井市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、これを決議することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、この内容で決議することを決定いたします。委員の皆さんにおかれましては、今後も法令遵守による公正、公平な職務の遂行を徹底していただきますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、令和８年第１回 長井市農業委員会総会を終わります。

閉 会 １４：１３

上記のとおり、令和８年第１回 長井市農業委員会総会 の顛末を記録し、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和８年１月２６日

議 長	会 長	_____ ⑩
議事録署名委員	１ 番	_____ ⑩
議事録署名委員	２ 番	_____ ⑩